

政令第十三号

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第三百三十五号）第十五条の三第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法施行令（平成十六年政令第三百五十六号）の一部を次のように改正する。

第四条を第五条とし、第三条を第四条とし、第二条を第三条とする。

第一条第一項中「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（以下「研究所」という。）を「研究所」に、「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第三百三十五号。以下「法」という。）を「法」に改め、同条を第二条とし、同条の前に次の一条を加える。

（法第十五条の三第三項の規定による納付金の納付の手續等）

第一条 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（以下「研究所」という。）は、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第三百三十五号。以下「法」という。）第十五条の三第三

附則第十条中「第二条から第四条まで」を「第三条から第五条まで」に、「第二条第一項及び第三条」を「第三条第一項及び第四条」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。